

正会員各位

2025年3月2日
一般社団法人滋賀県作業療法士会
選挙管理委員長 瀧沢幸美
(公印略)

一般社団法人滋賀県作業療法士会 役員選挙 公示

定款第5章29条に基づく2025年6月14日の役員任期満了に伴い、定款5章26条による役員候補者選挙を下記のとおり公示する。

記

1. 役員選挙の位置づけ

役員は社員総会（県士会総会）における社員（県士会員）による選任で決定するものである。

(役員を選任)

第26条 理事及び監事は、正会員の中から社員総会の決議によって選任する。

2 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から定める。

2. 役職名と定数

理事候補 3名以上15名以内 監事 2名以内

3. 方法

(1) 条件

立候補者は正会員であること。計3名（内、代表者を現理事とする）からの推薦を得ること。

(2) 方法

- ・立候補者は、役員候補者選挙立候補届（第1号様式）を期間内に選挙管理委員長へ届け出ること。
- ・推薦者は、役員選挙候補者推薦届（第2号様式）を期間内に選挙管理委員長へ届け出ること。
- ・様式は各自でダウンロードして利用すること。

(3) 受付期間

公示日 ～ 2025年3月19日（金）必着

(4) 提出先

- ・提出は選挙管理委員会へのメールのみ。（senkan@shiga-ot.jp）
- ・立候補者は件名を【立候補届】、推薦者は件名を【推薦届】とし、各々必要な届書をPDFにて添付して提出する。

(5) 立候補者の告示

3月中旬には本会一括メールならびにホームページにて公表する。

4. 選挙について

(1) 投票（決議）できる会員

滋賀県作業療法士会に登録されている全ての正会員

(2) 投票期日・投票の方法（定款第4章21条 決議）

2025年6月14日（土）社員総会による決議

以上